

「船橋市里親養育包括支援（フォスタリング）事業」に関する質問票

No	該当資料	該当頁・項番等	質問内容	回答
1	船橋市児童相談所 里親養育包括支援 (フォスタリング)業務 プロポーザル実施要 項	3頁・6項(1)	本市の業務委託の競争入札参加資格について有する事とありますが、それを証明する書類は必要ですか？必要な場合は、どのような書類を準備したらよいでしょうか？	競争入札参加資格を有する場合、市で確認ができるため、書類の提出は必要ありません。
2	同上	4頁・10項(3)	提出書類について、①提案書、②見積書の他に法人の案内やニュースレターなどの提出は可能でしょうか？	提案に必要なならば、別途資料を提出するのではなく、提案書に内包してください。なお、副本については、提案者名、略称及びそれらを類推できる名称等を記載しないでください。
3	同上	5頁・10項③	見積書（様式任意）は、業務履行期間中の令和8年7月1日から令和11年6月30日までのものでよいでしょうか？年度ごとに作成した方がよろしいでしょうか？	見積書は年度ごとの作成は必須ではありませんが、総額については記載をお願いします。
4	同上	5頁・10項(4)	提出書類の正本と副本ですが、法人名の表記に制限はありますか？正本と副本は、同様の物でよろしいでしょうか？	副本については、提案者名、略称及びそれらを類推できる名称等を記載しないでください。
5	同上	5頁・10項(4)	機能要件について、どのような内容を記載したらよろしいでしょうか？	（４）提出方法に機能要件は必要ありませんので、「（４）提出方法」については、下記のように修正します。 「上記①②の書類を、1つのA4ファイルにまとめて調製したうえで、正本1部、副本10部、電子データ（PDF形式とする）を船橋市保健福祉センター内の児童相談所開設準備課まで持参若しくは郵便（書留等送達記録が残る方法に限る）にて提出すること。電子データは1枚のCD-R等にまとめて記録し、書類とともに提出すること。」
6	船橋市児童相談所 里親養育包括支援 (フォスタリング)業務 業務委託仕様書	3頁(3)2)イ	専門里親研修（法定研修）については、他の自治体と同様に実習調整のみでよろしいでしょうか？	専門里親研修のうち、「養育実習」については、受託者の費用負担により調整・支払いまでの業務を委託するものとし、講義・演習に関する研修（「養育の本質、目的及び対象の理解に関する科目」、「養育の内容及び方法の理解に関する科目」）については市で別途実施するものとします。
7	同上	3頁(3)2)アウ	養育里親と縁組里親のW登録は可能ですか？	可能です。
8	船橋市児童相談所 里親養育包括支援 (フォスタリング)業務 業務事業者評価基準	9番	表記にある、「市担当職員」とは、船橋市の職員を指すのでしょうか？フォスタリング業務受託者を指すのでしょうか？	船橋市の職員を指します。